

シリーズ「加工食品卸売業におけるサステナビリティ・SDGs対応について」

一般社団法人 日本加工食品卸協会
サステナビリティ研究会 SDGs分科会

サステナビリティ研究会SDGs分科会では、食品卸売業がサステナビリティ・SDGsに関して今後取り組むべき様々な方向性を「食品卸売業におけるSDGs対応について」と題し、「会報日食協」に連載しています。

今回は第4回目として、「プラスチック廃棄量削減」について取りあげます。

第4回 「プラスチック廃棄量削減」について

1. はじめに

みなさんは、下記画像をご覧になられたことがありますか。これは、2015年にコスタリカ沖で発見されたで鼻にプラスチック製のストローが刺さったウミガメの画像です。



出典：National Geographic

この動画へは、「かわいそうに、ゴミのポイ捨ては最低だ」「私は二度とストローを捨てないだろう」「なぜ、人はゴミをゴミ箱に捨てることができないのか？」といった声が多く寄せられたそうです。人が捨てたプラスチック製のストローが鼻に刺さったウミガメが苦しむ動画が世界に衝撃を与え、世界中でプラスチック製のストローを廃止する動きが加速し、「自然分解されないプラスチックは悪だ」という考えのもと、欧州議会は2021年より、使い捨てプラスチック製品を禁止する規制案を可決しました。

2. プラスチック資源循環に向けた取り組みの加速

このような世界的な動きを受けて、日本でもプラスチック資源循環に向けた取り組みが加速しました。

2019年5月には、海洋プラスチック、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。3R + Renewableの基本原則と以下の6つの野心的なマイルストーンが掲げられました。

〈リデュース〉

① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ② 2025年までにリユース・リサイクルの可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

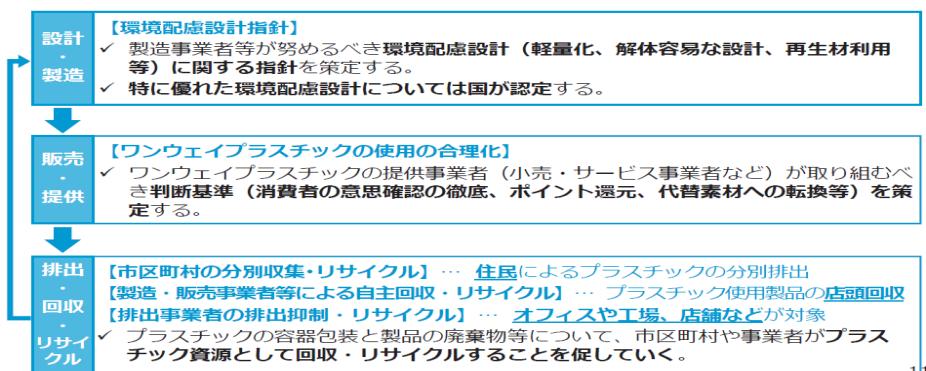
2019年6月に開催された「G20大阪サミット」において、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共通のグローバルなビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロとすることが共有されました。

2022年3月には、ケニアのナイロビにおいて、「第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）」が開催され、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する決議を含む、閣僚宣言が採択されました。国際的な約束として、「プラスチックの持続可能な生産と消費の促進」、「海洋環境におけるプラスチック汚染を減らすための国内外の協調的取組の推進」、「国別行動計画の策定、実施、更新」等が、盛り込まれました。

また、プラスチックは、成形しやすく、軽くて丈夫で気密性が高いため、非常に便利な素材です。一方で、廃棄物、海洋プラスチック問題、気候変動問題等の課題があります。このような状況から、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとなることを目的として、2020年7月からプラスチック製の買物袋の有料化が開始されました。さらに、2022年4月には、我が国でも製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般でプラスチック資源循環の取り組みを促進するための措置として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という）」が施行されました。

3. 「プラスチック資源循環促進法」

プラスチック資源循環促進法は、「設計・製造」、「販売・提供」、「排出・回収・リサイクル」の3つの段階での取り組みが求められています。



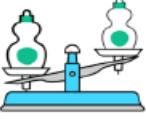
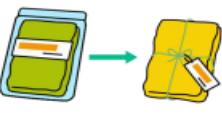
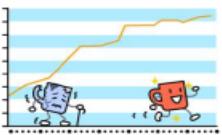
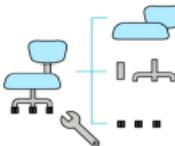
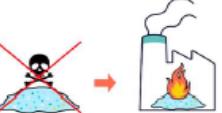
出典：経済産業省資料

1) 設計・製造段階での取り組み

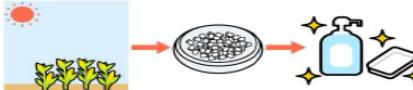
プラスチックの資源循環を促進するためには、設計段階での取り組みが不可欠となります。具体的には、「プラスチックの使用量の削減」、「部品の再使用」、「再生利用を容易にする工夫」、「プラスチック以外の

素材への代替」、「再生プラスチックやバイオプラスチックの利用」等、プラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項が、「プラスチック使用製品設計指針」に定められています。

<構造>

<p>①減量化</p> <ul style="list-style-type: none">できるだけ使用する材料を少なくすること。 	<p>②包装の簡素化</p> <ul style="list-style-type: none">過剰な包装を抑制すること。 
<p>③長期使用化・長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none">製品全体の耐久性を高めること。繰り返し使用に耐えるものとすること。部品を容易に交換できる構造とすること。容易に修理ができるようにすること。 	<p>④再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用</p> <ul style="list-style-type: none">再使用が容易な部品を使用すること。部品の再使用をすること。 
<p>⑤単一素材化等</p> <ul style="list-style-type: none">製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること。 	<p>⑥分解・分別の容易化</p> <ul style="list-style-type: none">部品ごとに容易に分解・分別できるようにすること（リチウムイオン蓄電池等の他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい）。部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること。使用されている材料の種類の表示を行うこと。 
<p>⑦収集・運搬の容易化</p> <ul style="list-style-type: none">可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること。 	<p>⑧破碎・焼却の容易化</p> <ul style="list-style-type: none">再使用又は再生利用が難しい部品等については、破碎や焼却の容易化に配慮すること。 

<材料>

<p>①プラスチック以外の素材への代替</p> <ul style="list-style-type: none">プラスチック以外の素材に代替すること。 	<p>②再生利用が容易な材料の使用</p> <ul style="list-style-type: none">再生利用が容易な材料を使用すること。材料の種類を減らすこと。再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること。 
<p>③再生プラスチックの利用</p> <ul style="list-style-type: none">再生プラスチックを利用すること。 	<p>④バイオプラスチックの利用</p> <ul style="list-style-type: none">「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、バイオマスプラスチックを利用すること。生分解性プラスチックを利用すること。 

出典：経済産業省、環境省資料

2) 販売・提供段階での取り組み

特定プラスチック使用製品として、商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供される以下の12製品を対象製品に指定しています。これらを提供する小売・サービス事業は、提供方法の工夫や提供する製品を工夫するなどの使用の合理化が求められます。具体的には、「有料化」、「ポイント還元」、「繰り返し使用の促進」等の提供方法の工夫及び「薄肉化」、「軽量化」、「原材料の種類の工夫」等の製品の工夫に取り組む必要があります。

＜ワンウェイプラスチック削減の取り組み＞

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	●総合スーパー、百貨店 ●コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 ●ホテル、旅館 ●レストラン、喫茶店 ●フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	●ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	●総合スーパー、百貨店 ●クリーニング店 等

出典：経済産業省資料

3) 排出・回収・リサイクル段階での取り組み

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者※は、主務大臣が定める判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められます。前年度の排出量が250トン以上ある場合は、「多量排出事業者」となり、排出の抑制・再資源化等に関する目標を定め、達成するための取り組みを計画的に実施する必要があります。また、前年度の排出量、排出の抑制及び再資源化等の目標やその達成状況の情報をインターネット等で公表するよう努める必要があります。

※事業所、工場、店舗等で事業を行う事業者であれば、その多くが対象となる

4. 取り組むべき内容

1) プライベートブランド商品の設計・製造段階での取り組み

第3項の1)で紹介した「構造」及び「材料」に配慮した以下のような商品の設計・製造が必要となります。

＜軽量化＞

「クノール®カップスープ コーンクリーム」の内袋、「ほんだし®」の小袋 薄肉化

内袋プラスチック薄肉
クノール®カップスープ
コーンクリーム 8袋入り他



小袋プラスチック薄肉
ほんだし®
小袋20袋入り他



＜プラスチック以外の素材への代替＞

「味の素®」「ハイミー®」及び「パルスイト®スリムアップシュガー®」紙素材化

紙素材化
うま味調味料
味の素® 50g袋他
ハイミー® 75g袋他



紙素材化
パルスイト®スリムアップシュガー®
20本入り



<バイオマスプラスチックの利用>

「セブンティーンアイス」スティックや飲料ストローのバイオマスプラスチック配合



<再生プラスチックの利用>

「キューピー テイстыドレッシング」容器への再生プラスチック導入



出典：環境省、農林水産省資料

2) 物流センター等から排出されるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出段階での取り組み

物流センター等からストレッチフィルム、PPバンド、プラ製のオリコン等のプラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する場合は、主務大臣が定める判断基準に基づき、排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められます。



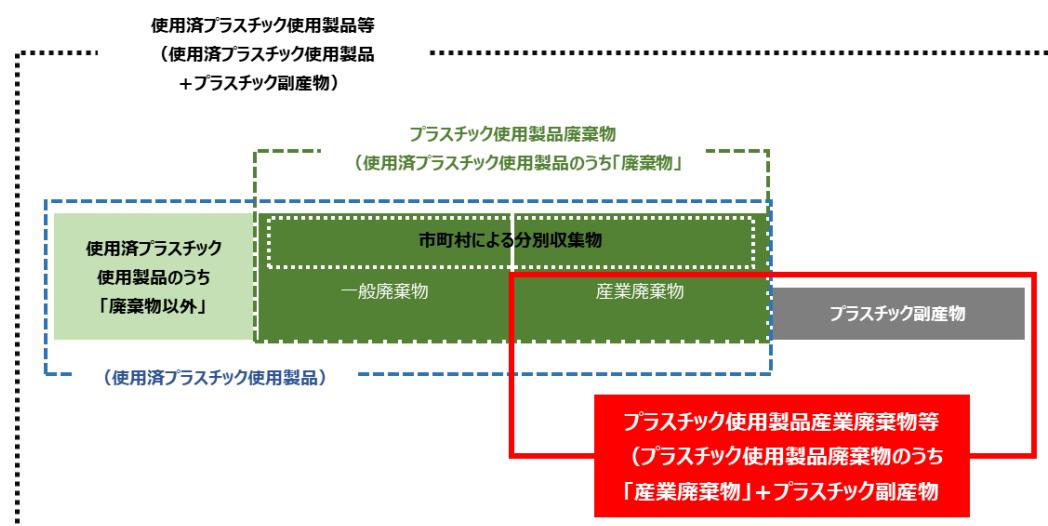
※1 小規模企業者等を除く

<対象となる排出事業者>

事業所、工場、店舗等で事業を行う事業者の多くが対象になります。

※従業員の数が20人以下の商業・サービス業以外の小規模企業者等は対象外となります。

<プラスチック使用製品産業廃棄物等>



<排出事業者の判断基準>

プラスチック使用製品産業廃棄物を排出する事業者は、判断基準に則って取り組む必要があります。

(1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則

- ① 排出を抑制
- ② 再資源化の促進に資するよう、適切に分別して排出
- ③ 再資源化を実施することができるものは、再資源化を実施
- ④ 再資源化不可のものについては、熱回収の実施

(2) 排出の抑制に当たって講ずる措置

- ① 原材料の使用の合理化
- ② 簡易な包装の推進
- ③ なるべく長期間使用 等

<排出の抑制に取り組む事例>



(3) 再資源化に当たって講ずる措置

- ① 再資源化等を著しく阻害するものの混入を防止 等

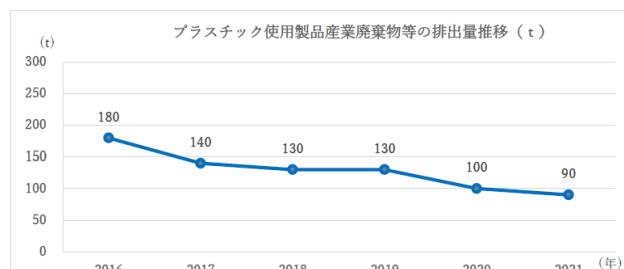
(4) 多量排出事業者（前年度の排出量が250t以上）の目標の設定・情報の公開等

- ① 排出の抑制及び再資源化等に関する目標の設定及び計画的な実施
- ② 排出量及び目標の達成状況をインターネット等により公表するよう努める

<目標設定例>

- ・2030年までに、製品あたりの再生プラスチック使用量を●%増加させる。
- ・2030年までに、プラスチック使用製品産業廃棄物の排出量を●●%削減する。
- ・2030年までに、プラスチック使用製品産業廃棄物のリサイクル率を●●%にする。

<情報公開例>



(5) 排出事業者の情報の提供

- ① 受託者に廃棄物の性状及び荷姿等の情報を提供
- ② 排出量及び目標の達成状況をインターネット等により公表するよう努める

(6) 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進

- ① 本部事業者は、加盟者に必要な指導を実施
- ② 加盟者は、排出の抑制及び再資源化等に協力するよう努める

(7) 教育訓練

- ① 従業員に対して、教育訓練を実施

〈教育訓練に取り組む事例〉



「環境行動」を制定し、従業員参加型の環境活動を実施。

プラスチックごみの削減など、環境に関する毎月のテーマを定めた
環境行動啓発ポスターを掲示し、従業員の意識高揚を醸成。

(8) 実施状況の把握・管理体制の整備

- ① 排出量や再資源化に関する記録の実施
- ② 事業所ごとの責任者やその他管理体制の整備

(9) 関係者との連携

- ① 関係する団体との連携を図るよう配慮

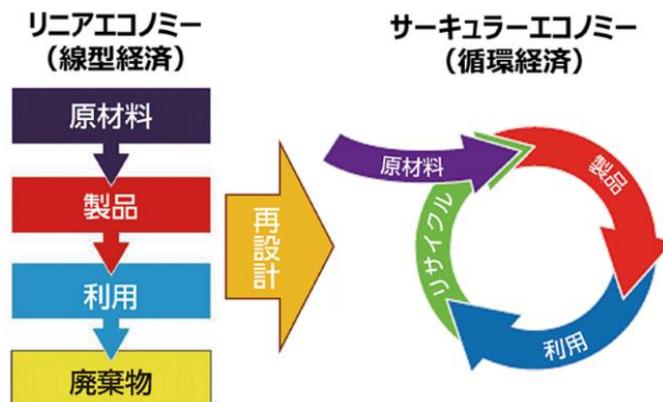
〈テナント事業者との相互協力例〉



出典：経済産業省、環境省資料

5. 最後に

これまでの「作り」、「使い」、「捨てる」といった生産・消費のスタイルである「リニアエコノミー（線形経済）」を、「プラスチック資源循環促進法」では、「サーキュラーエコノミー（循環経済）」とすることを目指しています。生産・消費の在り方、すなわち社会全体の仕組みを大きく変えるものとなるでしょう。しかし、社会の仕組みを変えるには、「プラスチック資源循環促進法」の制定の背景や趣旨をよく理解し、すべての事業者や消費者が協力することが重要となります。我々も事業者の立場としては、プラスチックの使用を抑制した商品の開発・販売及び事業所から排出するプラスチック使用製品廃棄物の分別による再資源化に取り組むとともに、消費者の立場としては、プラスチックの使用を抑制した商品の購入に努めることが重要となります。



出典：環境省

次回は「CO₂排出量削減（エネルギー使用量削減）」についてお届けします。